

大府市生成AIサービスの導入委託仕様書

令和8年1月

大府市総務部デジタル戦略室

大府市生成AIサービスの導入委託仕様書

1 事業名称

大府市生成AIサービスの導入委託

2 目的

本職員が安全かつ効率的に生成AIサービスが利用できる環境を構築し、生成AIサービスを利活用することにより、業務の効率化及び負担軽減を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

※契約日は令和8年4月中旬を予定

(1) 構築期間

契約日から令和8年6月30日まで

(2) 運用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

※翌年度以降については予算が認められた場合に継続使用する。

4 履行場所

大府市役所庁舎のほか受注者が用意する場所で発注者の承認を得た場所

5 システム利用者及び利用端末

(1) システム利用者

システム利用者数700人程度

※同時接続数50人程度

(2) 利用端末

O S	Microsoft Windows10.11
C P U	Core i3以上
メモリ	8 GB
S S D	128GB～256GB
ブラウザ	Microsoft Edge
O F F I C E	Microsoft Office2019以降

※生成AIサービス利用端末では、ウイルス対策ソフト（トレンドマイクロ：Trend Micro Apex One）、IT資産管理システム（SKY：SKY SEA Client View V16.2）等が稼働している。今回の提案システムはこれら既存のシステムと共存することに十分留意し、提案すること。

(3) ネットワーク環境

本庁舎	上り100Mbps、下り100Mbps
庁外施設	上り100Mbps、下り100Mbps
LGWAN回線	100Mbps（ギャランティ）

6 システム要件

- (1) システムの操作手順（参照方法、UI等）が直感的で分かりやすく、特別なIT知識を要しない設計であること。
- (2) 職員が大府市独自のデータを登録する際の操作手順（参照方法、UI等）が直感的で分かりやすく、特別なIT知識を要しない設計であること。
- (3) プロンプトテンプレート集または職員サポート機能について、操作方法やUIが直感的で分かりやすく、職員が特別なIT知識を要することなく利用できる設計であること。
- (4) 回答精度の改善や品質向上に関するサービス・体制を構築すること。
- (5) その他、「業務要件一覧（1次審査表）【様式13】 4システム要件について」に記載のとおり

7 セキュリティ要件

- (1) 本システムで取り扱う入出力データが、インターネット上で提供される一般的な生成AIサービスの学習・蓄積に利用されないこと。
- (2) 日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが保存され、日本国に裁判管轄権があること。
- (3) 受注者やサービス開発事業者であっても、許可された権限を持つものしかデータを閲覧できないこと。また、他の契約団体と分離された環境を構築すること。
- (4) 評価制度（ISMAP、ISO等）に登録していること。
- (5) 利用者IDやメールアドレスなどにより利用者を識別できること。
- (6) 他の契約者と異なる環境で利用することができ、独自データは契約者の持つ環境内に保管した状態で利用できること。

8 運用保守

- (1) 開発及び導入段階での定例進捗会議を実施すること。
- (2) 定期的に利用状況等の分析を実施し、その分析結果について報告を行うこと。
なお、報告方法については特段の定めを設けない。
- (3) 発生した課題に対して、迅速かつ適切に対応を行うこと。
- (4) 生成AIの利用率向上に向けた普及啓発のための支援を行うこと。
- (5) 管理者（大府市デジタル戦略室）からの問い合わせに対応できる体制を構築すること。
- (6) 迅速かつ適切に障害対応ができる体制を構築すること。
- (7) 障害を防止するための仕組みや体制を構築すること。

- (8) 一般職員からの問い合わせ窓口を設置すること。
- (9) 一般職員が利用するための各種マニュアル等について、本市の環境に合わせた内容で作成すること。

9 研修

- (1) システム導入時に、本市の環境に合わせた職員向け研修を実施すること。
- (2) システム運用後、本市の環境に合わせた職員向け研修を実施すること。
- (3) 行政における具体的な活用事例を交えた実践的な研修を実施すること。

10 導入体制及び導入行程

- (1) 本市と十分に意思疎通ができ、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (2) 技術担当者が明確であること。
- (3) 役割が明確で職員負担の少ない導入工程であること。

11 個人情報等保護

大府市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報等の取扱いには十分注意すること。

12 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本業務の提案・契約及び業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。また、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示又は漏洩しないよう必要な措置をとること。

13 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、本市の指示に従い、業務を遂行するものとする。また、本市において必要と認めたときは、業務内容の変更又は中止をすることがある。この場合の変更等について、本市と受託者が協議を行うものとする。

14 その他

その他、本仕様書、プロポーザル実施要領に記載のない事項に関し、必要に応じて別途協議の上、決定する。